

所 有  
**BULLETIN**  
 DE LA  
**SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON**

版 權

# 大日本監獄協會雜誌

第貳拾號

明治二十二年十二月發兌

大日本監獄協會

## 大日本監獄協會役員

庶務局長	正 岡	石澤
調查局長	正 岡	川盛
主幹(事務)	正 岡	宇川
主幹(會計)	正 岡	宇川
庶務委員	正 岡	關盛
調查委員	正 岡	佐野
庶務補佐員	正 岡	武田
庶務補佐員	正 岡	小林
庶務補佐員	正 岡	飯島
庶務補佐員	正 岡	寺井
庶務補佐員	正 岡	宗平
庶務補佐員	正 岡	宗平

明治二十二年五月廿八日版權所有  
 明治二十二年十一月廿六日印刷  
 明治二十二年十一月廿七日出版

發行兼編輯者 東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地 野 尙  
 印刷人 東京淺草區並木町二十二番地 寺 井 宗 平  
 發行所 東京牛込區北町十五番地 大日本監獄協會事務所

(發行所可) (東京並木深野印刷)

大日本監獄協會規則

- 第一條 本會ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ニ事關スルニ在リ
- 第二條 本會ノ事業ハ左ノ如シ  
一 監獄事業ノ改良スルノ事  
二 不良少年感化事業ヲ獎勵スルノ事  
三 出獄人保護事業ヲ獎勵スルノ事  
四 貧民ノ救済及ヒ教育ニ關スル事業ヲ獎勵スルノ事  
五 監獄及ヒ實業ニ答フルノ事  
六 監獄衛生ノ改良ニ事關スルノ事  
七 監獄衛生ヲ獎勵スルノ事  
八 監獄衛生ヲ改良スルノ事  
九 監獄衛生ヲ改良スルノ事  
十 監獄衛生ヲ改良スルノ事  
十一 監獄衛生ヲ改良スルノ事  
十二 監獄衛生ヲ改良スルノ事  
十三 監獄衛生ヲ改良スルノ事  
十四 監獄衛生ヲ改良スルノ事  
十五 監獄衛生ヲ改良スルノ事  
十六 監獄衛生ヲ改良スルノ事  
十七 監獄衛生ヲ改良スルノ事  
十八 監獄衛生ヲ改良スルノ事  
十九 監獄衛生ヲ改良スルノ事  
二十 監獄衛生ヲ改良スルノ事
- 第三條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相續ト事業ノ出納ト整理ヒノ研究ノ講義ヲ討論スルノ事ヲ行フヘシ
- 第四條 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相續ト事業ノ出納ト整理ヒノ研究ノ講義ヲ討論スルノ事ヲ行フヘシ
- 第五條 雜誌ハ毎月一回發行シテ會員ニ贈シ
- 第六條 本會ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス  
一 推戴員  
二 特別會員  
三 正會員

- 第七條 推戴員ハ本會ノ特ニ推戴スル方名譽會員ハ本會ノ特ニ推戴スルモノナリトス
- 第八條 推戴員ハ特別會員ハ正會員ニ功勞アルモノトス一切ノ事ヲ擔當スルモノトス
- 第九條 推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス
- 第十條 推戴員ハ特別會員ハ會員全体ノ賛議ニ因リ本會ニ於テ推戴スルモノトス
- 第十一條 本會ニ左ノ役員ヲ置ケ  
會長  
副會長  
庶務局長  
庶務委員  
調查委員  
特別調査委員
- 第十二條 會長以下ノ役員ハ其ノ任期チ一年トシ毎年ノ總會ニ於テ改選ス但シ再選セラルルヲ得
- 第十三條 正會員ハ毎月會費金十錢ヲ納ム
- 第十四條 雜費ハ總ヘテ正會員之ヲ行フ

第貳拾號目次

一 第三回評議會及迎接會..... 一

二 官報..... 八

三 問答..... 九

四 監獄問答..... 九

五 翻譯..... 九

六 佛國內務省監獄局分課事務要項..... 二五

七 歐米出獄人救濟事業一斑..... 三六

八 歐米監獄ノ進歩附監獄改良家姓名..... 四一

九 寄書..... 四一

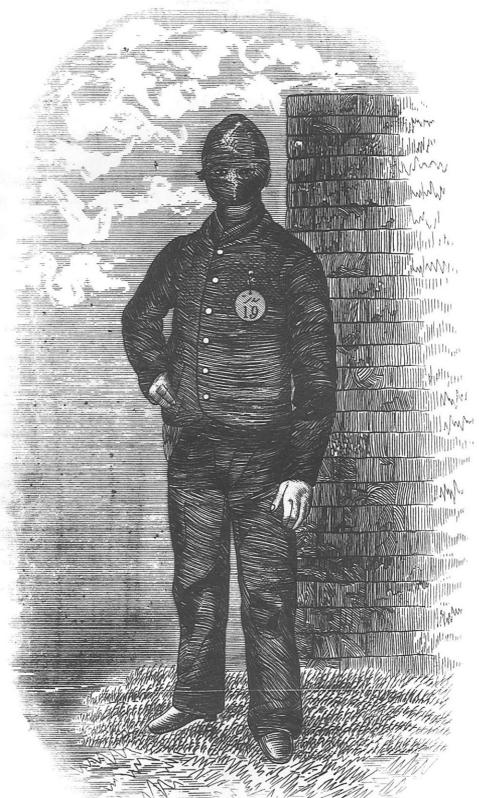
一〇 監獄則雜誌..... 四九

一一 本會記事..... 五四

一二 〇ゼーバハ氏上若..... 五四

一三 山禮非爾氏ノ問答..... 五四

一四 件..... 五四



MALE CONVICT  
像之囚男獄監ルピントハ動龍國英

大日本監獄協會雜誌第二十號

明治二十二年十二月

○ 第三回評議會及迎接會

調查局長

宇川盛三郎

東京

去る十一月二十八日木曜日午後第四時を以て第三回評議會を開きたり同會へ案内したる者は左の如し

特別會員 在京議員 出京議員 役員 發起人

一 今般内務省御備として來朝したる日耳曼帝國司獄官フオン、セーハツハ氏を特別會員の待遇を以て本會に迎へんふとを決す

右終りて午後第五時より東京市芝區芝公園内紅葉館に於て特別迎接懇親會を催したり同會へ招待し其の來臨を辱ふしたるは左の如し

日耳曼帝國司獄官

フオン、セーハツハ 君

名譽會員

子爵

山尾 庸三 君

内務次官

芳川 顯正 君

内務省文書課長

大森 鍾一 君



FEMALE CONVICT

東京監獄協會雜誌第二十號

- 特別會員 中村 正直君
- 特別會員 清浦 空吾君
- 特別會員 小原 重哉君
- 建設局事務官 八木 秀太郎君

又内務省監獄課員、本會職員及び役員を案内したるに參照せられたるは左の如し

- |         |         |        |         |
|---------|---------|--------|---------|
| 内務省監獄課員 | 小河 滋次郎君 | 警視廳副典獄 | 岡 貞一君   |
| 内務省監獄課員 | 神谷 彦太郎君 | 長野縣副典獄 | 櫻井 高尙君  |
| 公選議員    | 角田 眞平君  | 栃木縣副典獄 | 若山 茂雄君  |
| 公選議員    | 林 和一君   | 庶務局長   | 石澤 龍吾君  |
| 公選議員    | 松本 美眞君  | 調査局長   | 宇川 盛三郎君 |
| 警視廳典獄   | 大畑 則泰君  | 主幹     | 關 長廣君   |
| 警視廳典獄   | 安達 純君   | 庶務委員   | 佐野 尙君   |
| 神奈川縣典獄  | 小泉 保直君  | 調査委員   | 武田 英一君  |
| 埼玉縣典獄   | 中村 孫兵衛君 | 出版主任   | 寺井 宗平君  |

又芝罘より難き用事ありて参付し難き旨の断はりありたるは左の如し

- |        |        |        |         |
|--------|--------|--------|---------|
| 法制局長官  | 井上 敏君  | 警視廳副典獄 | 鈴木 備門君  |
| 警視廳監   | 折田 平内君 | 福島縣典獄  | 東 高君    |
| 縣治局長   | 末松 謙澄君 | 茨城縣典獄  | 福泉 温忠君  |
| 公選議員   | 中村 興八君 | 千葉縣典獄  | 田中 忠恕君  |
| 公選議員   | 青木 匡君  | 岐阜縣典獄  | 村井 高正君  |
| 公選議員   | 田口 卯吉君 | 静岡縣副典獄 | 川村 煥一郎君 |
| 公選議員   | 飯林 潤男君 | 群馬縣副典獄 | 福原 三旗君  |
| 公選議員   | 岡山 堂吉君 | 山形縣副典獄 | 永尾 敬一郎君 |
| 公選議員   | 大畑 堂武君 | 愛知縣副典獄 | 長谷川 四郎君 |
| 警視廳典獄  | 山下 豊男君 | 庶務補佐員  | 小林 益三郎君 |
| 警視廳副典獄 | 戸所 芳泰君 | 庶務補佐員  | 飯島 芳敬君  |
| 警視廳副典獄 | 杉本 壽幸君 |        |         |

午后六時を以て開宴し席定まるや石塚龍吾氏立ちて左の如く述べらる

今晚は會主なる山尾子爵に代りて私より一言を陳へます此度歐洲よりフ、ン、セ、ー、パ、ハ、君が此の絶島なる我が日本國に於ては必ず我が國實業の改良に就いて御盡力下さるものと存じますれば當大日本實業協會に於ては最も大なる關係の有り下さるものと存じます。就ては前後總て此の實業協會に向つて御教示下さるゝものと及び御盡力下さるゝものと希望しますれば今より總て同君に懇親を結ひ度いと存しまして今日此の會と聞さし次第であります。就ては實業に最も關係ある芳川内務次官始め皆様の御來臨を懇請致したるに於ては御忙しき所を御繰合せになりて御來會下され又遠路の方々にも總て御來會下されましたる段は深く謝し奉り總て懇親の意を表して酒盃を舉げられんものと希望致します(拍手喝采)

又

酒場の諸君に御相談を請ひ度き事か御座ります其はセ、ー、パ、ハ、君の今度お出で下されたまゝは今申し述べた通りでありますから大日本實業協會の特別會員に御入會下されたいと思ひます。本會の規則もありません。右の資格を呈するは來春總會の上として先づ御入會下さるゝものと。して特別會員の禮遇を用ひ度いと思ひます御異論なければ御賛成を望みます(大拍手)

酒場の諸君御賛成でありますからセ、ー、パ、ハ、君に於て特別會員として御入會のものと御承諾の

程本會に代つて希ふ

次でフ、ン、セ、ー、パ、ハ、氏は左の如く答へられ八木秀太郎氏口譯の勢を執らる

私は大日本實業協會には當協會の名譽會員たる山尾子爵閣下に隨んで御禮を申し上げます其趣意は外國人たる私をか招き下されまして協會と親密なる關係を持たせ下されたるは非常に有り難く感ずる所に御座ります。就ては私は協會の御厚意を空うするものとなく必ず諸君の御望みに合へまして聊か盡くす所あらゆると存じます。から其邊は總て御了承を願ひます。爰に協會の諸君の健康を祝し協會の益、盛んになり又協會の事業の益、擴張せんものと祝す爲め起立して一盃を傾けます

次で宇川盛三郎左の如く述ふ

今晚は演説をお預りと致しまして今一つ申し上げ度いことは本會は是れより官民の協力を得て其職務を盡す積りてあります。セ、ー、パ、ハ、君も蓋と爲り日、向、ま、なりて御盡力下さるゝと云ふふとは明かなるまゝとありませう。又芳川内務次官は當局者として居らせらるゝまゝとありませう。が今夕お出下されたを以て見れば本會の必要なるまゝとを公然認めらるゝまゝと存じます。又山尾子爵閣下は本會の名譽會員として謙くまゝの御方でありませう。此の御三方の御集り下されたるは

我々協會の目的を果たし得るの證據にならざるを得ざるや。因て芳川内務次官閣下、山尾子爵閣下、セーバツハ先生の御三方の健康を祝し度いと存します。少し休養の體てありませうが本夕の會合の如きは全國の會所に知らせ度いと存します。これは一同起立して祝ひ度いと存します。之れは全國會員の爲めに望むのでありませう。から御一同御起立ありて盃を傾けられんことを希望。重要致す(大賛成)

次て芳川閣下氏左の如く述べらる。

山尾子爵及び會員諸君に向つて今夕お招きに預りたるお禮を申したいと思ひます。今夕は眞に鄭重なる御招待を受けて限りなく辱けなく思ひます。全体此の監獄改良の我國に必要なるものと今日と待つて知るてはありませぬ。夙日に政府に於ても監獄の改良には若々従事して居るのであります。未だ今日に於て充分の目的を達するまでか出来ませぬ。諸君も御承知の如く我が隣席なるセーバツハ君を招聘して其局に當つて實益々改良して實ひ度いとするのであります。然るに御り政府にて従事するのみならず民間にも政府と意を同うして盡力せられんことを希望致して居りました。か今日諸君が三千數百人の會員を集めて監獄の改良を計らるゝは一個人なる芳川閣下に於ても獨かに満足に堪へぬとてあります。何日かは本會に列して其の盛況を拜見致し度

いと思ひました。か今日お招きを得て平常の望みを果しまして満足の大節であります。諸君か熱心従事せられたる監獄の改良を得るまで疑ひませぬ。承ればセーバツハ氏も入會して力を盡くさるゝどのよとあれば其目的を達するには相違ありませぬ。まい我國の爲めに喜ぶべきこととてあります。就ては諸君に願ひ度いとあります。私一人としても改良の必要を知るのみならず職家としても之か改良をせねばならぬ局に當つて居ります。就ては私も本會に道入つて諸君と共に尽力したい熱心であります。お招きに興りたる會で斯るよと申すは押ししの強ひ横である。か其局に當りて居り其必要に感して居ります。から差し出た様に思はるゝかは存しませぬ。か會員の末席に列ならんことを望みます。から私をも會員の一人と認められんことを希望致します。就ては此の會の益々隆盛ならんことを望み協會諸君の健康を祝せん爲めに愛に一盃を傾けます。

次て石澤藤吾氏左の如く答へらる。

此れより監獄協會總員に代りて芳川内務次官の御演説に對して御請を致します。御演説を拜聴します。に閣下に於ても當監獄協會に御入會下さるとの事本會に於ても満足至極の事でありませぬ。依て謹んで御請を致します。

又

セーバツハ君に申述へますか今晚御懇願と申す程でもありませぬか此れより當紅蒸餾特有の味  
りを御覽に入れます由つて之をわ君に成し下され度く又御懇願若に於ても充分御懇願を願ひま  
す。先刻上げて置きましたた奉會各位姓名の外に長野縣の櫻井典兼か逢々出京されて今日東京參  
會されましたから此の事を御披露申し上げます

夫れより自由懇親と爲り一同款を造して散會したるは午後十二時なりし  
右會同諸君に報道す

明治二十二年十二月二十日

官報

自明治二十二年十一月一日  
至明治二十二年十一月三十日

●徒刑囚押送費ノ件伺及指令 去月五日附テ以テ新富縣ヨリ内幕者へ今般監獄刑ノ改正ニ依リ集  
治監ヨリ地方官へ送送スル徒刑女囚押送費ノ儀ハ十四年三月八日第十一號布告第一條ニ依リ圖庫  
ヨリ支給相成ルヘキハ勿論ノ儀ナリヤト伺ニ對シ一昨三十日同省ヨリ徒刑囚押送費ノ件ハ本囚  
ヲ受取ルヘキ府縣ニ於テ改正監獄刑施行ノ日ヲ以テ分界トシ其以後ニ係ルモノハ該府縣ノ地方稅  
監獄費ヨリ支辨スヘシト指令セリ

●流罪民ノ數 近刊ノ露國監獄本報年報ニ據レハ現時西伯利地方ニ於ケル徒刑流罪民ノ數ハ男女  
合計一萬七百九十八人ナリトス但シ此内薩哈連島ニ在ル者男六千三百六十八人女七百七十二人ニシテ外  
ニ徒刑刑滿テテ尙々留居スル者男三千人、女五百人アリ其他流罪ニ處セラルル父又ハ夫ニ附從ノ

婦人六百餘人、犯罪又ハ流罪ニ處セラレタル父母ニ附從ノ兒童ハ男八百人、女七百八人、但露西亞  
全國ニ於テ毎年犯罪ノテハ流罪ニ處セラルル者ノ數ハ平均二千人許ナリトス云々近著ノ露國東方  
一覽ニ見ニテ

●監獄會議 三重縣ニ於テハ本月二日ヨリ各監獄上席書記看守長ヲ召集シ監獄刑改正ニ關スル諸  
規則案ヲ議了シ同五日閉會セリ●宮城縣ニ於テハ本月八日ヨリ各監獄首席吏員ヲ集メ衛生上及囚  
徒行狀視察上ニ關スル諸件ノ會議ヲ開キ同十一日閉會セリ●大分縣監獄ニ於テハ本月十一日各監  
獄上席看守長ヲ召集シ職務上ニ係ル事項數件ヲ議了シ三日閉會セリ

●囚徒外役所廢止 朽木縣ニ於テハ本月十日大田原外役所ヲ廢止シ同所拘禁ノ囚徒ハ總テ宇都宮  
監獄ニ引揚ケタリ

問答

本欄の問及び答は固より私考に係るものなれば其當否を保するものと雖はさ  
るは勿論尙は不十分のものと多かるべきを以て本欄の答に就き訂正の意見を  
有せらるゝ諸君は提斯の勢を惜まれざるらんことを希望す

○監獄則問答 (承前)

編者白

第二十六條 囚人及懲治人ノ衣服臥具ハ之ヲ貸與ス但拘留囚ハ白衣ヲ着スルコトヲ得

問 舊監獄則六十七條には「衣類雜具」とあり而して新監獄則には「衣服臥具」とあるは如何なる理由なるや

答 舊監獄則には在監人とありて刑事被告人をも含みしか新監獄則にては囚人及び懲治人を明記し故の臥具を自辨するふとを得る刑事被告人を除きたるか故に衣服臥具と改められしならん

問 拘留囚は白衣を着するを得るも懲治人は白衣を着するを得ざるふと本條の明文にて明かなれども拘留囚と懲治人との權衡は罪は同一なるのみならず懲治人の如きは本刑を受けざるものと云ふも既言にあらざるへし然るに拘留囚には白衣を着すを得せしめ懲治人に之を着せしめざるは如何なる主意に依るものなるや

答 拘留囚と雖も固より囚人なれば衣服臥具を貸與するを正則とす然れども僅か一日若くは二日の拘留囚の爲め故らに警察等に暑襦衣を備ふるは煩雜に

もあり且つ拘留囚の如きは其罪最も輕微にして要するに一時の不行狀に過ぎず依りては警察署等に於て、襦衣もなく且つ本人の白衣にして氣候等に不適當のふとなきに於ては之を着せしむるふとを得るの便路を開かれたる者にして實際の便宜上ふとに出でたるものと思はる懲治人の如きは否らず留置期も相應に長きものなれば之か爲めに襦衣を備ふへきふと勿論なり右の次第にて只襦衣を設けられたるに過ぎざれば其待遇上懲治人と拘留人とを異にしたるものにあらず且つ違警罪の如きは刑法上より見るも重きに地方に隔れる罪にて公權其他通常の犯罪に伴ふへき事柄なるものなれば其犯者に強いて襦衣を着せしめざるを得ざる必要なかるへし故に此の取除けを設けられたるは最も至當と思考す

第二十七條 刑事被告人ノ衣服ハ總テ自辨トシ臥具ハ之ヲ貸與ス若シ臥具ヲ自辨セント請フ者アルトキハ之ヲ許ス赤貧ニシテ衣類ヲ自辨スルコト能ハサル者ニハ之ヲ貸與ス  
問 刑事被告人は其身赤貧なれば臥具に富裕なるものあるも官より衣類を貸與

せらるゝや

答 本條の赤貧は本人に付て云ふものなれば親屬の貧富は敢て問ふとよろに  
わらざるへし

問 携帶乳兒の衣類は自辨なるか又は貸與すへきものあるや

答 携帶乳兒は官に於て其携帶を許可したるものなれば之に係る一切の費用は  
監獄費を以て支辨すへきものならん因つては衣服は之を貸與すへきものと  
思はる

問 果して貸與するものとせば如何なる種類のものを貸與すへきや

答 監獄則並に細則に於ても携帶乳兒の衣服に就て規定なければ適宜のもの  
を以て貸與するものと思はる又事理より推すも携帶乳兒の如きは全く無罪の  
人なれば其衣服の如きも通常物を用ゆるよと穩當なりとす願はゞは當局た  
るもの並に注意ありて通常人の衣類を貸與せられんとを

第二十八條 囚人及懲治人一人一日ノ食料

一 下白米十分ノ六 七分乃至八合 最モ強キ作業ニ服スル者

一同 五合乃至六合

一同 四合 作業ニ服セサル者

一同 三合 十歳未滿ノ幼者

一菜 金壹錢以下

地方ノ便宜ニ依リ粟稗黍芋ノ類ヲ以テ麥ニ代用スルコトヲ  
得又麥粟稗黍等ニ乏シキ地方ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ得  
テ下白米ノミヲ給スルコトヲ得

刑事被告人モ亦前項ニ準ス但自費ヲ以テ食物ヲ購求セント  
請フトキハ之ヲ許ス

問 舊監獄則には七合五合とありしを新監獄則に於て七合乃至八合五合乃至  
六合と改められたる理術如何

答 食料は土地の價目並に氣候に依りて大に其分量を異にするは勿論役業の  
種類に付ても亦其等差甚だ多し因て七合若くは八合と限定するときは實際應  
用の妙を缺き充分労働を爲し得へき体力を有する者も食料不足の爲り其労働

問 答 監獄問答

と繼續し難き場合等なきを得ず米搗の如きは一升飯を食ふと云ふふとは昔より言ひ習はしたるまじなり依て七合と其高を定め融通を興へざるは甚た不都合なるまじならん且つ如何なる氣候如何ある勞働と雖も其食は七合にて足れるものとは既定し難き物ならず此七合の内其六分は麥なれば今般一合を増し八合とせられたるは頗る至當と云ふへし又一合同の増減を其地方の便宜に任かせられたるは最も實際の便を斟酌して規定せられたるものと思はる

問 菜は舊監獄則に於ては金一錢五厘以下とあるを新監獄則に一錢以下と改められたる理由如何

答 最下等の人民に至つては地方に依りては米麥はるか五穀は之を食するふとを得ずして芻の根を食するか如きまじあり元來囚徒の食物は衛生上充分なれば即ち足れるものどす因ては一錢の菜を興ふれば毎朝味噌汁查には一週間に一回ほど肉類、晚には常に相當の野菜類を給するまじ難きにあらざるへし蓋し一錢五厘の極度を菜代に費す府縣は舊監獄則時代に於ても其數甚た稀れなりと聞く依て從來の經驗上一錢以下にて足るとし敢て囚徒の餘廢上に影

問 毒を及ぼさるまじと認められしを以て新しく定められたるものなるへし  
答 食糧の分量は之を増加し菜代は之を減せられたるか食糧の増すに従ひ菜をも増すは普通の道理と思はる然るに之に反して菜代を減せられたる理由如何

答 囚人及び懲治人と雖も等しく是れ人をり若し之をして餓に泣かしむるか如きは豈に同類の歌観すへまじならんや然れども其食料に伴ふ菜の如きは金額に拘泥すへからず宜しく其種類を擇むへし即ち鹽又は味噌を以てするも食物の米麥にして足らば口腹を満たすまじと得氣に泣くか如きまじならん又監獄は固より人をして入るまじを嫌はしむものたるまじ勿論にして一たび此に入れば再び入る可からずとの感覺を起さしむるまじ最も必要なりと雖も亦上陳の如く人をして餓に泣かしむるか如きは固より爲し難ふへきにあらざるは新則に於て食料は之を増加し菜代は之を減せられたるは最も監獄の本質に適合するものと思考す

問 父母の責に過ひたる等の爲め一時役に服せざる者も同合食を興ふへまじや

問 答 監獄問答

答 大祭日其他一時役に服せざるべきの食料は服役日に異ならざるものと與ふべきものと至當ならん蓋し大祭其他の爲め官より休暇せしむるは作業に服するにあらすして服せしめざるものなれば之を以て病氣等の爲り服役せざるものと同視するを得ざるまじし思考す

問 粟麥稗芋の類を以て麥に代用するよとを得どあり其類とは大抵ね如何なるものを指すや

答 南部地方に於ては苧の根を以て常食とする所ありと聞く右等の地方に於ては或は極端なる考へなるかも知らずと雖も其地方の人民入監したる場合には苧の根を以て麥に代用するも差支なきか如きよと云ふものならん要するに其効用粟麥等に劣らざるものなれば麥丈けに代用するを許されたるものならん

問 刑事被告人の自費を以て購求する食物に制限ありや否や

答 食物購求とわれは廣く之を解するときは如何なる食物をも含むか如しと雖も本條に云ふ食物は否らずして狭くへからざる食物を指したるものならん

此は食物の摺入れを三箇と限られたる精神を據しても知るを得へきなり使て此食物は制限内のも即ち常食にして菓子其他の貴珍品は含まざるとすへし是の故に本條の食物の二字は常食と解するを以て至當と思考す

問 舊監獄則に於ては在監人一人一日の食料とし刑事被告人をも包含せるが新則に於て刑事被告人も亦ふ前項に準す故らに區別せられたる理由如何

答 刑事被告人は固より無罪のものなれば一概に囚人及び懲治人と同く之を包攝するは不倫の嫌ひなきを得そ且つ自費を以て食物購求をも許されたるものなれば自費を以て辨し難きときは囚人及び懲治人の例に準するまじし特に本項を掲げられたるよとならん

問 舊監獄則には下白米のみを給與を許されざりしに新則に於ては内務大臣の認可を得れば下白米のみを給するを得るよとに定められたる其理由如何

答 如何に麥稗等に乏しきも決して下白米のみを與ふるとを得ずとするときは遠地より之を買ひ求め運搬せざるを得ずして非常に不經濟のみならず斯の如き麥稗類に乏しき地方に在ては最下の細民と雖も下白米のみを食するよ

ろなきにわらず依りてハ四人に下白米のみを食せしむるも一飯に不權衛と云ふへからず右の如き場合少ながらざりしか爲め今同改正監獄則に於て下白米のみの給與の路を開かれたるものと思はる

第二十九條 定役ニ服スル男囚ノ髮ハ常ニ之ヲ短薙シ髭鬚ハ

常ニ剃除シム

定役ニ服スル女囚ノ梳髮ハ膏ヲ用ヒテ裝飾スルコトヲ許サス

問 舊監獄則に己決囚とあり新監獄則には定役に服する男囚とあり其並別如何

答 本邦の刑も自由刑と専らとするものなれども定役に服する者に付ては其定役を以て一種の加刑刑に算へられたるものからんと思考す果して然らば無定役囚の如きは其加刑の定役すら之を免したるものなれば強いて其髪まで短薙する必要なきを以て之を除かれたるものならん無定期囚にも獄衣等を着さしむるの取除けありと雖も概して之を云ふときは該囚に付て其自由と刑

奪せは則ち刑の目的を達したるものならん因て衛生上の點よりして其鬚髪と剃除するは格別堂々たる監獄則を以て常に鬚髪を短薙せしむるの必要を見ず是れ斯く改正せられたる所以ならん

問 定役に服する女囚に限り膏を用ひて裝飾するを許さすとあり然らば無定役たる婦女刑事被告人たる婦女は立派に裝飾するも妨げなきや

答 別段之を禁するの規定なければ檢束上妨げなきものを用ゆるに於ては禁すへきの限りにわらずと思考す

第三十條 囚人及懲治人ニハ教誨師ヲシテ悔過遷善ノ道ヲ講

セシム

問 西洋にて監獄教誨師と云へは佛語に以テ「オームニール」英語にては「チャプレン」ムンと稱し昔宗敎家なるか本邦の教誨師も宗敎家に限るものなるや

答 本條の規定に依れば教誨師は悔過遷善の道を講ずるの職なれば悔過遷善の道を講し得へきもなれば其佛敎家と耶蘇敎家と儒者及其他の學者とを問はず教誨師と爲し得へし然れども一經若くは一監獄に於て異宗旨若くは異主

義の教誨師と交へ用ふるか如きは教誨の方針に於て囚人及び懲治人か昨日聞く所と今日聞く所と其趣を異にするか如きと往々免かれされは皆通書の道を買くこと覺束なし依りては一睡若くは一監獄に於て教人の教誨師を任用するときは異宗旨及び異主義の者は務めて任用せざるを得策と思ふ

問 教誨師は常置にすへきものなるや否

答 監獄教誨師は分掌例にもある如く監獄の純然たる雇員なれば無論常置の性質のものなりとす

問 然れども監獄に依りては教誨師なきと云ふありと聞く故に教誨師は之を置くも置かざるも勝手ならん如何

答 教誨師は囚人及懲治人を教誨するものなれば苟しくも囚人若くは懲治人にして之れある以上は教誨師もなかるへからざることを思考す

第三十一條 囚人十六歳未満ノ者及懲治人ニハ毎日四時以内  
讀書習字算術ヲ教フヘシ

問 囚人十六年以上の者には教育をす處を得ざるや

答 監獄規則には懲治人のみにして囚人十六歳未満の者とも教育するの規定

なかりしか新則に於ては十六歳未満の幼年囚には教育の必要を認められたるを以て特に本條に加へられたり然れども十六歳以上の者の如きは特に官に於て其教育の勞を執るの必要を認められざるものならん尤も休憩時間の多き期節或は罷役後時間餘りありて作業器械の始末並に運房の手續等を爲すも尙ほ餘裕ある場合即ち囚人として教誨其他必要の手續を速くるも尙ほ空室せしむるか如き時間あるときは之を利用して讀書は勿論適當なる訓練を以て習字等の事を爲さしむるは希望すへきことと思はる

第三十二條 囚人懲治人及刑事被告人現行ノ法律命令書ヲ看

ント請フトキハ之ヲ許ス

囚人及懲治人書籍ヲ看ント請フトキハ修身宗教教育及營業

ニ必要ナルモノニ限リ之ヲ許ス

刑事被告人書籍ヲ看ント請フトキハ總テ之ヲ許ス但領置外

ノ書籍ハ當該裁判官ノ承認ヲ經ヘキモノトス

新聞紙及時事ノ論說ヲ記スルモノハ前二項ノ例ニアラス

問 法律と命令との區別如何

答 公布式發布後法律は法律として發布せらるゝを以て敢て辨を待たずと雖も命令中には三種あり即ち勅令閣令省令之れなり

問 然らば訓令若くは指令は命令中に入らざるものなるや

答 訓令指令の如きは官吏間の事務にして即ち上官より下官に指示するに過ぎざるものなれば一般に言ふ所の命令中には包含せざるものとす

問 本條の必要の字は修身以下までに係るや又は營業のみに係るものなるや

答 「教育及」である及の字は修身以下の文字と營業とを連續したるものなれば必要の二字は修身以下に係るものとす

問 營業に必要なるものは許すであり而して新聞記者の如きは本條第三項の規定われは新聞紙を見るを許されざる勿論なれども小説家若くは義太夫かたりにして入監したる者ありて小説又は義太夫本を見んと請ふときは之を許さるを得ざるや

答 本條の營業に必要である文字に拘泥して廣義に之を解するときは右の如き疑ひも起るへしと雖も元來監獄あるものは營業を習練する場所にあらざるを以て本條に於て青野の看護を許されたるも決して營業其他を習練せしむる爲めにあらざるへし抑も營業の習練と監獄の目的とは何れか重きや監獄の目的重きと因より論を待たざるへし然らば監獄の目的と兩立せざるべしは似令營業の習練と雖も許すへき限りにあらざるへし殊に歐米諸國に於て刑期の初期に行はるゝと云ふ一房一囚の制の如きに在ては或は問ひの如きものと見せしむるも可あるへしと雖も本邦の如き雜居制の監房に於ては一人に之を許せば同居者に之を許すと異なるなきの結果を來たすべしと明かなりとす是の故に娛樂に属する物の如きは無論監獄内に入れ又は置くべきものにあらざるへしと確信す

問 法律命令書を見んと請ふときは之を許すとあり然らば法律命令の註釋書は看讀せしむる限りにあらざるや

答 法律命令書と看せしむる以上は其法律命令書を解し得されは其の効なき

を以て法律命令書の解釋書にして及びに頒布したるものは之を看せしむるも妨げなきか如しと雖も解釋書の如きは各自の意見を陳へたるに過ぎされは一般人民之を周知するの必要なしとす而して本條又於て法律命令書を四人以下に看せしむると規定せられたるは其周知を要するものたるか爲りに外ならざるへし因りて周知を要せざる解釋書の如きは看讀を許すの限り又ならずと思考す殊に現行の二字を冠せられたるを以ても其主意の在る所を知るべきなり

問 囚人懲治人及び刑事被告人は看讀せしむべき書籍は監獄に備へ置くを要すへきや

答 本條に於て看讀を許すふとを規定せらるるは只看ても差支なきものと示されたるに過ぎされは必ず斯くの如き書物を官に備へ置きて之を看せしむべきにわらず即ち是は見るも差支なしと云ふものとだけ定められたるものなり

問 修身宗教教育云々の項目は其人に就き必要を定むべきものなるや例へは僧侶ならば宗教書幼年ならば教育書と云ふか如き義なるか

答 本條の規定は其書籍の種類を定めたるまでなれば人に依りて斟酌するものにあらず即ち書籍に就ての選擇方を規定せられたるものなり

問 刑事被告人の看讀すべき書籍は何故に當該裁判官の承認を要するや

答 刑事被告人は證據の湮滅と裁判上の必要との外に檢束するの必要なきを以て特に裁判官に其取捨を任されたるものなるへし

問 然らば特に預置外の書籍に限られたるは如何

答 治罪法に外人と授受の場合には裁判官の檢閲を経へしと規定あり因りて預置外の書籍に限り裁判官の檢閲を経るものとせられたるものからん蓋し典獄に於て預置の書籍の看讀を許すは官に預置したるものを本人に渡すに過ぎされは此場合迄裁判官の承認を得るには及ばざるべきなり

譯

佛國內務省監獄局分課事務要項

正員 武田英一譯 東京

譯者曰余頃日佛國官府年鑑なる者を開するに其さに佛國官省局課事務の要項を載す因て此に其監獄局に係る者を抄譯し以て會員諸君參考の用に供す意ふに彼の佛國に於ては千八百七十五年に地方監獄制度を改正せしより以來大に監獄の事業を擴張し内務省中に監獄局を置き警保、統治の諸局と相並立せしめ更に之を四課に分つて以て全國監獄の規律司獄官の進退より長期刑短期刑の執行幼年囚の懲治教育等に至るまで一切の事務を處辨せしむ盛なりと謂ふへし讀者此に由て得る所あらは則ち當に譯者の幸のみならずるなり年鑑は千八百八十八年即ち我明治廿一年の刑行に係る

### 監獄局

#### 第一課

監獄行政官吏の身分に關する事務 ○豫算に關する一般の規程 ○監獄費の檢査及び精算 ○統計 ○アル、ヴェ、リーの諸監獄 ○分房監禁法の實施 ○雜務司獄官

事務官吏 典獄、監察官、出納官、耕作掛、工業掛、書記、會計吏、帳簿掛、書記生、小

學教員、諸宗教の教師、醫師、藥劑師、建築師等

監視官吏 看守長、通常看守及び凡習看守、看守兼書記、授業手、監手等

就職志願に關する指令、任命、轉任、退隱懲戒、休暇、賞牌、勳章授與の申立手當、扶助

#### 豫算及び會計

豫算及び會計の下開○定額の調査及び請求○説明及び証明○費用の檢査○金庫の報告○事務費○在監人の貯金及び工錢に關する計算○會計官の身元保證金○物品會計○監獄關係の購掛及び諸建物に於ける物品會計の檢査○會計檢査院の檢査に属すへき案件○贈與者用○陸海軍犯罪者の通常監獄内に滞在する費用及び通常犯罪人の陸海軍監獄内に滞在する費用

統計の事務 年々の發行○監獄一般の運動を指示する表簿、數字

アル、ヴェ、リーの監獄に關する事務及び問題

中央監獄即ち長期刑の監獄 ○地方監獄即ち短期刑の監獄 ○附屬監獄 ○典

業監及び外役工場  
監獄高等會議及び會議委員の事業

會開の準備及び報告○事務の指令  
分房監禁法の實施

千八百七十五年六月五日の法律の實施○分房制監獄の建築に關する目録見帳及び圖面○改造すへき監獄の買上○草按及び仕様帳の檢査○府縣への補助金○分房監禁制監獄の等級を定むる事○分房監獄刑の執行に關する一般及び特別の規程分房監禁者刑期の減縮

監獄書籍室の事務

書目の編纂及び訂正○書籍の買入及び分配○監獄法典其他監獄の行政に關する書類の刊行○印刷物の分配○諸行政官衙との交換

監獄事業に關する規定外の事務

「アルシェー」の監獄に關する假出獄の法律の實施○「アルシェー」に關する諸監獄及び諸罪人に關する再犯者の法律の實施

第二課

監獄會議及び高國常置委員其他之と關係ある佛國行政官の事業に關する通信事務及び問題○監獄に關する外國の通信及び書類の交換

短期刑の執行○拘置、監禁、及ひ懲治、監○保安監○押送中なる罪人の留置場○「アッピヤ」監獄の監禁場

諸監獄の規律○教育及び宗教の事務○衛生及び醫藥の事務○經濟上の事務  
○在監人の作業工業の檢査工藝の規定○在監人の貯金及び工業の計算○金庫報告の檢査及び請負人計算の檢査○一般の事務及び各種の買入品に關する請負人入札の準備○仕儀帳の實行及び解釋○諸品目録の規定○國庫の支辨に屬する動産の買入○爭訟事件○三箇月毎と或は一年毎との豫算及び會計の規定○國庫支辨に屬する建物の工事○監獄區長の運回費○司獄官の旅費及び代理費○放免囚に支給したる歸國旅費の檢査○送還車長に交付すへき豫備金の規定

往刑囚の留置場○「ミーゼン、カレドニー」及び「マヤーユ」に遷移すへき罪人

發途の準備(ア)アイニオンに於ける(ア)フビヤ(禁獄四の特別監禁場  
 短期刑の監獄に於ける就職志願の検査○看守齊服の新調及び引換○政府よ  
 り支給する帳簿及び印刷物を諸監獄區に分配する事○學科用の諸品及び  
 課用の雜具

在監人病院入りの検査○父親より懲治を願出たる幼年囚又は刑法第六十  
 七條に關する幼年囚○負債囚○裁判に依て丐兒院に監禁したる者  
 短期刑執行の監獄に關する再犯者追放の法律の實施○禁錮一年以下の罪人  
 に關する假出獄の法律の實施

### 第三課

長期刑の執行○重罪又は輕罪中央監獄及び農、業、監○癩癩者の特別監禁場  
 重罪中央監獄及び輕罪中央監獄

男監女監○直轄法及び請負法の中央監獄○刑罰及び赦免期の決定○規律  
 ○處罰の検査、威化法○教育及び宗教の事務○衛生及び醫業の事務○食料  
 及び經濟上の事務○勞作業○工業及び手藝○假定工錢を以て許可したる

試業○確定工錢○自由工業の生産に關する商會、會、議所、及び總代會、議所の  
 意見○地方行政官及び典獄の研究及び上申○工業の種類に應ずる在監人  
 の工錢○刑の種類に依り下付せらるる工錢の多寡○貯金の積立及び使用  
 ○使用許可の工錢○請負人の仕續帳○買入諸品の價額○入札、請負の規  
 定、解釋及び實行○懲罰○學區○出訴  
 諸監獄豫算及び會計の規定○建築の工事○保存修繕及び新築○目録見帳  
 圖面等の検査○不動産の買入及び借入○威化場及び分房區畫の劃設及び  
 組織

ノルムス(農業監及び官有場)

此等の監獄に於ける刑の執行法○看守、規律、作業、經濟衛生○農業の指導監  
 督開拓の費用及び方法、生産物の使用

ガイヨンの中央監獄内重罪者及び傳染病者特別の區畫

醫師の診察○病者の注意浴在又は移轉○看護○監視

此等監獄の職員に下用する特別の手當○代理の方法、旅費等

千八百八十五年八月十四日の假放免に關する法律の實施

禁錮一年以上の刑に處せられたる罪人

千八百八十五年五月二十七日の再犯者の追放に關する法律の實施

長期刑の監獄及び追放前の禁錮一年以上に處せられたる罪人

第四課

男女幼年の懲治教育監及び其事務の放免、囚保、護會社、各罪質の囚人に關する特赦及び減刑

幼年の教育假放免及び保護に關する法律規則の實行

官立矯正院 經濟上の事務、農業、不動産の買入又は借入、建築の工事、特別の豫算及び會計諸企業及び諸購求品に關する仕様帳の下開

私立矯正院 私立矯正院に委託されたる幼年者の入院又は退院契約書の準備、實行の檢査、職員に關する裁決、給與日額の規定、諸掛の事務、教育及び作業現員の報告給與日額の現況

懲治場 規律及び諸事務の組織

懲治場 規律及び諸事務の組織

諸種の矯正院の通則

在院者の檢査、教授及び宗教、練兵及び體操、衛生及び娛樂の事務、食料及び經濟上の事務、作業、工業の許可及び檢査、規律、刑室の檢査、在院者貯金の引去、懲治場への送致、賞與、在院者之一個人の家、預くる事、貯金の積立、貯金帳、假放免、一人毎と或は數人合同の申立、假放免の兒童に關する諸作の報告、確定放免の報告

保護會社

創設規則、規則、年々の計算、保護會社補助金の分配法、公益の建物と認定する事、統計及び雜件

特赦及び減刑

請求の檢査、稟書、意見の摘要、在監人の種類に從ひ其上申を司法省、陸軍省又は海軍省へ送致する事、陸軍大臣及び海軍大臣の上申に依りたる裁決の通知

第五課

四、人の送及、ひ、運移に關する事務、及び、問題、〇、巡閱官の巡回、及び、其目的、〇、人相書の事務

分房車押送に關する組織及び一般の會計〇混車の製造及び保存〇職員に對する指令〇路程及押送手續きの規定〇徒刑囚留置場、中央監獄、地方監獄懲治教育監への押送〇徒刑囚、一年以上の禁錮囚、一年以下の罪人にして縣廳下に召集したる者、幼年囚〇佛國より放逐し又は外國へ引渡したる外國人〇丐兒院に送致せらるべき或は其家に歸るべき放免囚〇コルス島懲戒監に發送する中央監獄の囚人〇刑事殖民地に發送すべき婦女を乗船の港まで押送する事及び汽車の組立方

鉄道に由り航海會社に依り又は馬車に依て押送する費用の規程〇憲兵屯所に到る護送費〇幼年女囚押送費の精算〇癩癩院に發送する刑事被告人重罪被告人及び罪人取扱費の精算

分房にあらざる地方監獄に一年以上の罪人、妊娠中の婦女及び乳兒を携帶する婦女を留置するの請求に對する指令〇一の中央監獄より他の中央監獄

に又は一の中央監獄より地方監獄に押送する請求に對する指令  
一般の巡閱

巡閱官の年々巡回すへき監獄區の規定〇臨時費の精算  
人相書の事務

在監人の相貌合否の決定殊に人身測定法と稱する方法を用ふる事〇パ  
一の留置場長期刑及び短期刑の監獄中此事務に關する問題及び處置〇測  
定機械の買入、検査及び保存〇職員に對する指令〇人相証明の目的たる在  
監人に對し一個人毎どの人相書を製作し且つ之を彙集する事但し其人相  
を變易し又は隠匿したる者及び再犯の刑事被告人又は罪人、外國人、逍放者、  
遷移囚長期刑の放免者、假放免者等には殊に此法を嚴施するものとす〇人  
相書及び監獄中に於て取りたる寫眞の保存及び分類〇補足の証據及び贖  
本〇費用の規定及び償却〇司法警察或は行政警察の請求に依り人名簿及  
ひ人相書の彙集を調査する事〇人相の認定に關する報告の検査〇諸監獄  
の典獄及び監獄區長と地方廳其他の公衙と人相書の適用に關する通信及

○ 事務〇實行手續及び所得成績の摘要

(完)

○ 歐米出獄人保護事業一斑(承前)

米國神學及法律博士

ワインス氏著

正員

神谷彦太郎譯

東京

伊太利に於ける出獄人保護の事業

此國の出獄人保護事業は龍動萬國監獄會以前に在りては甚た微々たるものにして、ラスカーコープレスシミアン及びナウリンの四州に各一箇所の保護會社ありしのみなりき而して、ラスカーコー州の會社はフロレンス府(在ラスカー州に其本社を設け支社を該州中なる過半の町村に設けり又プレスシミアン及びナウリンに在る會社は單に幼年者の爲めに設けたるものなりし降て龍動監獄會以後に至り該事業に如何なる状況と呈したりしかと見るに宰相ニコラロ氏は千八百七十六年五月十五日及び千八百七十七年一月十三日の布告を以て諸州の知事に必ず其の管轄内に出獄人保護會社を設置すへきまごを命し又ナウリン州に在る舊來の

會社は其の保護を續めて成年及び幼年の兩囚徒に及ぼしラノ、ベルガモ、コモ、セラ、マン、ド、パ、ル、マ、カ、レ、ル、ノ、ド、ラ、バ、ニ、ビ、セン、サ、カ、テ、セ、ノ、ア、チ、ア、ル、ス、及び羅馬は早く既に該會社を新設し但しネーブルス、及び羅馬に於て設けたる會社は幼年者のみを保護するものとす其他の十六州に於ては保護會社設置委員を定めたり且つ委員の過半は規則等の制定を掌る數多の屬員を有せり此の事業の進歩は仍ば將來に繼續し決して暫時にして止まらざるへきまご余の確信を有する所なり且つ夫れ従前成立したる會社の皆尙今日に存在して益々活潑且つ有益なる微候を呈はすまごは能く世人の知る所なりとす是れ等の盛大なる事業は僅に此の二ヶ年間に倣し得たりと云ふ

丁 捺に於ける出獄人保護の事業

丁 捺國に於ては中央獄即ち中央直轄獄の在る所には必ず出獄人保護會社を設け置せり抑も此國に於ては千七百九十三年に於て囚徒の身體及び精神を保全するまごを企圖し私立の一會社を設立したり然りと雖も該社は千八百〇一年に其の端を聞きたるまごの英國との大戦争の間に遂に廢滅せり且つ其の記録もまごに

亡失せしを以て其の構成規則等の詳は今之と知るに由なし而して其の後第一に起りたる所の出獄人保護會社は著名なる英國の慈善家たり監獄改良者たるニリヤ・ス・フライ女史の尽力に依て千八百四十一年コーベン・ヘーゲンに設立されしものどす但し該社は其の業務をコーベン・ヘーゲンのみに限りたりき又其の後十數年を経千八百五十九年に於てはピセルク、キルセンス及びブリスメルに此の類の會社を設立したりき而して監獄に於て囚徒の從事する諸作業は大抵是れ等の會社の選擇指揮に由るを常とせり又該會社どもに其の作業の選擇指揮を爲す所の福地あり此は製造者、商人、工務家、茶農等手廣き業務を營ひ人民より採掘せざる蓋し斯の如き業以其の勞力者として數多の囚徒を雇用し得べき者なればなり凡て保護會社にては月末までに其の役員を監獄に派出し大月に於て放免せらるべき所の囚徒を視察せしむ其の視察は彼輩の舉動、才能及び希望を究得するに在り是れ他なし各出獄人をして箇々の事情に従ひ最も適當なる保護を得せしめんと欲するを以てなり然りと雖も總囚徒皆な此保護を得る者にあらずし其の保護を得べき者は重もに作業精勵、品行端正なるか爲に視察の役員に依て

推薦するものなり、とす而して舉動に次て推薦の理由となる所の有力なるものは年齢、金望及び以前の處置法なり又其の保護法は年少者には職業を授け年長者には金銭を與へ且つ其の職工には特に器械を授けて之を保護するなり此の保護の多くは恩賜として之を與ふ然れども其他に貸附とし又は其れをして速に自己を扶持するの氣力を得せしめんか爲め約束にして之を與ふる所の契約保護なるものあり又該會社は國內所々に其の業務、委員を置き之に保護者の監護及び觀察を委任せり

國家は多年間是れ等の會社に對し保護の年金を給與し郡區も又同しく之を贈與したり加之一般人民は互に相觀ふて該會社に捐金し以て將來益々該會社を助けんとするの同情及び希望を顯したり又該會社に寄附せし遺產は甚だ多く中に就き最も大なるものは五千五百弗なり蓋し是れ等の事情に依て推究せば此國の保護會社は其の構成善良に其實效著明なるを知るに足らん實に政府及び人民は喜んで該會社に係る一切の資本を給せり

瑞典に於る出獄人保護の事業

此の國に於ては近來數年間に出獄人の爲め九箇の保護會社を構成せり中に就き  
 救者は現に其の功績著明なり而して是れ等の會社に社員たる者は年々少許の資  
 金を出すものを又會社の爲めに必要なるに於ては監獄總督より保護金を下附  
 するなり該保護金は豫め此の目的を充す爲めに貯蓄銀行へ預け置きたる金員よ  
 り支出するものにして其の根元の資金は獄監の勞役より生ずる所の利益に就き  
 政府の許可したる部分より成立するものとす

ストツケルムに在る女出獄人の寄居場は王妃の熱心なる保護に依て成立せり  
 該場に於ては出獄せし婦女をして善良なる風俗に慣れしめんか爲め通例一年間  
 之を此處に留置す此の時間に於ては種々の家事裁縫洗衣等の事を教ゆるものと  
 す而して是れ等の婦女の爲に其の寄居場を出るに先だちて豫め彼輩の居所を尋  
 出し置くよどの難からざるよど及び彼輩の十中の九は其の品行善良なるよどは  
 既に經驗に由りて明かなり此母愛の場所に於て出獄婦女の保護に關し與へたる  
 好例及び善教は實に之を感謝せざるを得ず

同所には男出獄人を保護す寄居場も亦之あり其の起立に關する事情上に陳述

いたるものと均しく著るしきを以て此の二場は實に一對と稱すへし蓋し他の者  
 即ち婦女の寄居場か其の創設者及び保護者として王妃を有するか如く該場も亦  
 獨手之を以て單身之を督する所の發起者を有せり而して其の目的とする所以其  
 意の罪因として誠實矯正及び自食の府民たらしめんとするにあるなり且つ夫れ  
 該場は前者に比すれば其の資財の少なきにも拘はらず頗る善良の結果を得たる  
 を以て誠に王家と事と共にする者たるに愧ぢずと云ふへし  
 然りと雖も瑞典の出獄人保護事業は尙ほ其の功績にありと云はざるへからず而  
 して今後迅速の進動を以て其の改良及び擴充を爲すへきは尙も疑はざる所なり

(未完)

○ 歐米監獄の進歩用監獄改良家姓名

自千八百八十五年 佛國 監獄協會雜誌抄録  
 至千八百八十八年

英國の部 正員 佐野 尙譯 東京

英國に於ては熱心なる意見を以て新分房法を設けんとするの議論を發したりと

雖ども不幸にして斃れ竟に愛爾蘭蘇姑士蘭及び英屬西土の監獄管理法に改良を施したる三法律を布告し該法律を以てフリンニック全編なる監獄附屬地の所有權と其管理權とを擧げて英の政府に在つて中央權を掌握する處の愛爾蘭と蘇姑士蘭との大守の専任に属せしめたり蓋し此の中央權の下に隸屬する處の監獄の數を算すれば即ち英國に在ては四十二監とす然も茲に必要なき處の監獄の如きは則ち指を此の數中に届せざる者とす而して今日此の三島監獄に在て一般に施用する處の制規の如きは彼のクロフトン法に幾干の改良を加へたるの改良法を以てせり

蘇姑士蘭のベムック監獄の規律は完全にして一として備らざる者ある事なく又た其管理法は嚴峻を主とす雖ども然も其主義に至つては亦た矯正感化を目的とせざる事なし故に罪囚の善行を獎勵するか爲め工業勉勵の罪囚と品行方正の囚徒とは之を賞與するの典例を設けり而して銘罰に依て刑律の罪人となりし處の犯罪犯者と不行爲罪者とは之を特別監舎に留置して其罰を行へり蓋し之を特別監舎に故らに移送する所以の者は他なし是等の犯者をして此に繋留して監獄

の恐懼すへき所以を感得せしめ以て彼をして恐懼の餘再び此の監舎に來らざらしめんか爲め嚴峻なる待遇を爲すに基因するなり蘇姑士蘭に於ては刑期の終末に至りては一般に博愛主義を施す事廣く行はれ無籍少年者を入宿する處の感化學校を建設し且つ放免囚保護事業を興したるを以て漸く監獄則を完全ならしむるに至れり

英國に於て方今有名なる監獄改良家の一二を擧ぐれば左の如し○ブランド氏博士  
 ヌー、エフナ、ブッドセイ氏  
 エル、エスカイプ氏  
 ヌ、カリス、チヤンセン氏  
 ヌルタル、クロフトン氏  
 グリフ、フィッ、ヒュー、バル、氏  
 ライトン、ロウト、氏  
 ア、ジョーン、氏  
 ムー、ライ、プロ、ウス、氏  
 ヌ、ラ、ク、氏等なり

獨逸國の部

獨逸國の刑法は國中を擧つて一般に同一の刑法を施行せしむる事を得たりと雖も然も監獄規則に至りては未だ其進歩の充分ならざるか爲めか同一なる方法を國中一般に施行する事を得ざるなり故に聯合諸國皆な各々自治の權利を保守し「チャーハルン」法を施用する者あり「ヒラヂルヒヤ」法を施用する者ありて各其是とす

る所に依れり其一定する處を見ざるなり  
プランスウキク國のウチルフェニユアフェ監獄に在ては則ち尙ほローパン監獄(白)を管理するか如きの規則を施用せり負囚の禁獄に付ては獨逸に於ては未だ一定の制度を立てざるなり

丁年以上の囚は分房獄に於て四十才に至る迄は學校教育に從はしめ又未丁年囚は十八才に至る迄分房獄に於て學校教育の教課に服事せしむる者ごす又放免せらるへき囚徒は各々工業を習得して已れの生計を營むに至る迄は政府及び慈善者に於て之を救助し且つ之れに保護を與ふる者ごさせり

ハンブルヒ府の近傍に設けられたるハンブルヒ大監獄は分房禁獄法と合房禁獄法との兩則に依て組織せられたる者なり

該監獄に在ては罪囚の五分の囚は獨居法に從かはしむる者にして徒刑に處せられたるものは此法に從はしむるに或は無期を以てし或は有期を以てす死刑者に以て略殺に係る重罪犯若くは君主を略殺せん事を企圖したる處の重罪者の外は決して分房法を施用せざりきハンブルヒに於ては監獄則を完全ならしめんか爲め

に之を講究して是非得失を明かにする處の協會を設けたるか爲めモスコウの保護會社とフウヘイハウスの保護會社及び貧民工業學校とに於ては相共に謀つて直接に之か補助を爲すに至れり

ハンブルヒ國に在る處の監獄及び懲治教育監の方法は分房雜居混用法にして未だ一定の規律なきなり該國に於ては學校教育を罪囚に授る事を爲さすと雖も道徳及び宗教上の教育は特別宗教會なる者ありて此會より教師を派出し教誨を施すべし、爲せり是に依て得る處の幸福は頗る大なるを知るなり又た博愛社の設けあり該社は専ら放免者を救助し其他の諸會社に在ては貧窮弱者を集めて之か不道徳を改良する事に盡力し執掌する事を爲せり左れば該國に在ては此等の諸會社の設けあるか爲りならんか犯罪者を生ずる事之を他邦に比して頗る稀なりと云ふ

フアンゴアリーレウス國に於ては三ヶ年以上の刑期囚に合房規則を適用する事を爲せり而して若し罪囚の刑期にして短き者はフットン法に依て待遇する事を爲せり沈黙規律は輕罪禁獄を除くの外他の總ての監獄に於て之を施用す

る事と爲せり又た該國に於ては施刑刑及ひ施刑罰を施用すると時に稱にして之に代るに均等吸烟等を停禁するよを以てせり又た罪囚にして在監中の給養費を支辨するよを得る者なる時は之として精功なる工業に就くよとを許可するよとあり該國に於て未だ保護會社の設置なきを以て若し放免者にして頗る可き處のなきものなる時は典獄に於て監獄の一部に彼れを居住せしめり以て其保護と與ふるよとを爲せり

ブレイム國は千八百七十四年を以てブレイム府に近接なるカレプスハウゼンに於て改良分房制を施行する處の監獄の閉監式を率行したり則ち該監の構成は罪囚を區別するに互に相混雜する弊害あるにも拘はらず監舎を兩翼に區別したか又た囚徒か其の居室を出て禮拜堂に赴くの際若くは各自に分房を出づるの際に於ては常に分房内に於て使用する所の裏面を撤去するを許さるよとせり重罪囚の處遇法は合房規則を以てし嚴峻なる禁獄監に於て贖罪せしむる事とせり又た該國に於ては從來放免囚乘兒及ひ無籍兒等に係る慈善上の保護會社の設けなかりしと雖も近來に至りては一二是等の設立あるを見る

獨逸國に於て方今有名なる監獄改良家の二三を擧れば左の如し  
 O. バアブル氏、  
 ッタル氏、博士、  
 ヲンゲル氏、博士、  
 カルツング氏、  
 ヒュンペル氏、  
 イリツング氏、  
 博士、  
 ヴィスト  
 氏、  
 ヲマイニール氏、  
 スムルネー氏、  
 等なり

佛國の部

佛國は歐洲諸國中率先して監獄改良論を研究したる處の邦國なりとす當時佛國は此改良を施すを以て必要欠く可からざるを判知し大改良を實施せんとしたりしに他の障碍の爲め之を中止せしかども之か爲め反て其個の價値ある人物に依て管理せらるる監獄に在つては大に進歩の情勢となれり

千八百八十四年の終期に在ては分房制の監獄十一を有せり而して此の分房制より充分の成功を奏したるを以て大に其の利益ある事を悟り今日に至りては三監を増設するに至りたり又た分房室の總數を算せしに當時は二千二百六十七個なりしも千八百八十五年に至ては之に四百七十七房を増加するに至れり而して其の増加はペンソンプローギーヤ及ひシヨームン等に設置したる新監獄の分房を合算するかのゆゑなり爾後ニース、カンナチア、ノエカルクワリ及びハイオンヌ、マル

トイヨマンランド、ニヨルトチベール、プウィロー、ギウー、モントルウイール、ベラウー  
 及ヒケルプ等に分房監を設け尙ほ計畫中のもの多しとす  
 凡そ獨居監禁執行法適用の爲り分房獄中に編入したる不完全なる監房に於て諸  
 囚徒を獨居せしむるに足るべき分房區或は分房或は通常房等を譯するに其短期  
 刑獄に在て獨居せしむる囚徒六千人の多きに至りたり然るに千八百八十四年十  
 二月三十一日の調査に依るに該囚徒の數非常に増加して無慮二万五千以上の大  
 數を以て算するに至れり夫れ斯の如く一ケ年間に囚徒の數非常に増加したるを  
 以て之か爲め諸人は皆我か法律に付き後、來又た何なる弊害を生ずるか如何  
 なる不幸の結果を見るに至るべきか如何なる惡習を醸すに至らんかどの想像心  
 を抱起するなるべし  
 抑も監獄の管理事務及び分房獄築造を實行せんには必ず非常の金額を要するか  
 故に近時分房獄の區域内に編入したる監獄中一分房獄築造は平均三千七百六十  
 五法五十鐵の金額を費せり是の故に其便を充分ならしめんか爲め州獄を設立す  
 るに當りて政府と監獄とに於て其費用を分擔して其築造を速に且つ完全ならし

めたる所の分房は三百八十二房の多きに達したり

(未完)

寄 書

○監獄則雜論

其一 監獄則第二十四條の解釋

正員 齋藤 鶴 松 東京

監獄則第二十四條に曰く囚人懲治人及刑事被告人逃走シ監署ニ領取ノ貨物アル  
 トキハ逃走ノ日ヨリ滿一ケ年ヲ經テ之ヲ受クヘキ者ナキトキハ監獄慈惠ノ用ニ  
 充テ刑死者死亡者ノ領取貨物ニシテ受クヘキ者ナキトキモ亦同シト本條の所謂  
 受ク可き者とは果して何人を指すか顯ふに逃走者、刑死者、死亡者は各監獄に少な  
 からされは其都度本條の規定を實行せらるゝとせざるらん各監獄にて如何に之を  
 取扱はるゝやは知らされども少しく愚見を陳せん  
 生は第二十四條を受くべきものぞあるは逃走者に在つては本人及び其親屬にし  
 て刑死者死亡者に在つては單に其親屬を指すものなりと斷言せんと欲するなり

面して之に反對を唱ふるものも亦少なからず或は逃走者に在ては本人のみと云ひ刑死者死亡者に在つては親屬故舊なりと論し反對者中論派二三に分れ遂に左の區別を見るか如し

逃走者の領置貨物を受くべきものは

本人のみなり (第二)

本人及親屬なり (第三)

本人及親屬故舊なり (第四)

親屬のみなり (第五)

親屬若くは故舊なり (第六)

きものは

第一を主張する者の説に曰く監獄則は勅令を以て發布せられ其第五十一條を以て此規則を施行する方法細則の制定を内務大臣に委任せられ次で内務大臣は監獄則施行細則を制定し省令を以て之を發布せられたり即ち監獄則を實際に施行する方法は總て此施行細則に準據せざる可からずして聊か違反するを得ざるものとす施行細則の重きよと既に斯くの如し而して此細則の中に於て領置貨物下付の規程を求むるに只第八十一條の在るのみ而して第八十一條には在監人死亡ニ監署ニ領置ノ貨物アルトキハ親屬ニ下付ス刑死者ノ貨物モ亦同シとあ

りて刑死者死亡者に係るものを規定せりと雖ども其逃亡者に係るものは規定しあらずるなり斯くの如く施行細則に於て逃走者の領置貨物に限り一も規定する所なきは是れ何の故に然るか蓋し逃走者の貨物を受くべきものは逃走者其本人のみにして置き去りの貨物は本人へ之を還付するふとあるの外親屬の輩へは決して下付すべきにあらざるか故ならん既に親屬の輩へは下付するものにあらざるか故に敢て施行細則に云々するの要なきなり今若し逃走者の貨物を受くべきものは本人及親屬なりとせば刑死者死亡者の規程と同じく是非共施行細則の上

に之か規定を見るべきなりと

他の論者は之を排して曰く凡そ官署にては懲罰の意に出づるにあらざるよりは成るべく没収を欲せざるなり新監獄則にては没収の語を忌みて監獄懲罰の用云々を稱し其實懲罰の意に出づるにあらざるは此文字上の變更を見ても知る可きなり既に没収を欲せざるか故に正當のものに對して之か下付の手續を爲すは最も理に適するの處置なるへし精神並に存するをすれば刑死者と死亡者と逃走者との其間に於て差別のあるべき理なし單に施行細則の明文に定規なきを見て此

精神を枉げんとするか如きは決して同意するを得ざるなり況んや本條に逃走者とあるは單に四人のみに非ずして懲治人及刑事被告人をも含むに於てかやと面して第三或は第五の論者は曰く既に没収を欲せざるの精神なりとすれば蓋き去りの貨物は之を親屬若くは故舊へ下付して可なるか如し勿論親屬のあるものは之に下付するまとなれとも親屬なきものにして情義親密恰も親屬と同様なる故舊ありとすれば寧ろ粗達なる親屬に降るものあらん且つや刑死者死亡者の遺骸は之を親屬若くは故舊に下付するを得るものなるを以て試に今故舊より遺骸を請ふまゝありとし此場合に衣類其他の領置貨物は一切之を没収して遺骸のみを裸体にて下付するものと爲さは如何吾人豈に斯くの如きことを爲し得んや或は貨物を故舊にも下付するるとせば貨物を得んか爲めに僅かに一面論のものも故舊と稱して請ひ来るに至らんかと恐るゝものありと雖も遺骸を請ふて之か葬事と營むか如きは素と是れ徳義上の事なれば右様の心配は無用なりと信するなりと

生は没収を欲せざるの精神なるを信し第一の説を排拆す然れども又第三第五の

論旨にも同意を表するを得ざるなり何となれば第三第五の論者は之を親屬若くは故舊へ下付して可なりと論すれども施行細則第八十一條を見れば在監人死亡し監署に領置の貨物あるときは親屬に下付す云々とありて最も明白に親屬を指示して故舊を云はざるにあらすや例へ精神は没収を欲せざるにもせよ既に明文の規定あるを如何せん生は第一第三第五の論議を排拆して第二第四を確信し逃走者の領置貨物を受くべきものは本人及其親屬にして刑死者死亡者に在つては單に其親屬のみなりと斷言せんとするものなり

終に臨みて更に一言せんとするものあり曰く逃走者及び死者の貨物は本人或は親屬に下付するものなりと雖も或る特別の場合即ち四人の遺骸下付の如きに於ては情義親密なる故舊を以て之を其親屬と同一視し其親屬と視認して總て親屬と同様の待遇を爲し之に領置貨物と下付して不可なかる可し左すれば没収を欲せざるの精神にも適ひ細則の明文にも抵觸するを免かれて實際上亦大に圓滑の處理を爲し得らるゝか如し知らず會員諸君首肯せらるべきや否

本會記事

●職務教師セーバー氏と若山櫻井両氏との問答 去る十一月二十九日若山茂雄、櫻井高尙の兩氏セーバー氏を訪ひたる節左の如き問答ありし由録事上有益なる事項多きを以て茲に之を掲ぐるものとせり

若山氏問 獨乙にては刑事被告人には隨意に業を執らせませうか

セーバー氏答 失張り科定かある其科定は詰まり工錢を遣るので其工錢は科定に依りて遣る請ふて許す業ても不規律にはせぬ例へは朝請ふて資止りると云ふ種なふとはさせず同じく作業の規則に依らしむ無論分房制であるか炊夫に従事させたり掃除にも従事す面して向ふには押丁か無いから刑事被告人に掃除又は料理等をなさせませうか

セ氏問 アナツ方の方は如何なる作業の種類を執らせませうか

櫻井氏答 私の方は紙を抄き機を織り靴を拵へ又は大工、木工、土方等てあります

セ氏問 其作業は請負工業か又は官司工業なるか

櫻井氏答 其中請負工業もあり官司工業もあります

セ氏問 請負でないものは誰に向て作業するや即ち其需用者は誰なるや

櫻井氏答 請負でない方は紙抄きてあります其販路は縣廳、郡役所、警察署、町村役場等てあります

若山氏答 私の方は靴、小耳、麻、莫大小、帯、袴等の業てあります面して皆な請負てあります

セ氏問 アナツ方の方の監獄は石造か木造か

若山氏答 木造てあります

セ氏問 アナツ方の方には囚人か情苦を訴ふるふどかありますかあれは如何にして訴へますか

若山氏答 工業場に廻回するるときか貧乏の授與式とか特典の申渡しをするふどとかは私か囚徒に逢ふふどてありますから其時に訴へます面して其訴ふる事は看守又は押丁に云ふて置いたつたふどか云ふふどか多てあります

セ氏問 其情は浮山ありますか

若山氏答 浮山はありませぬ

セ氏問 アナツ方の方は平均何程の囚人か有るか知りませぬか典獄か囚徒の一人、一人の品行、性質、家庭教育等の關係を充分に知り得るふどか出来ませうか

櫻井氏答 其れは難いてあります

若山氏答 囚人の數にも依りますか要するに刑の輕いものには覺へ惡いか刑の重い者は自然覺えるふどか出来ませうか

セ氏問 工場に行つて歸々に此れはドウ云ふ事を爲したものである、ドウ云ふ教育を受けたものである此れは家事の關係かドウ云ふふとてあると云ふ事等は知る事か出来ませうか

櫻井氏答 工場にては知れませぬか本人の名稱や行狀を見れば能く分ります

若山氏答 著しいは覺いて居ります名前と刑期は工場に書いてあり新刑法實施以前の者は第何

号とし其後は甲乙丙丁戊己て分つてあります

本會記事 セーバー氏と若山櫻井両氏との問答

セ氏問 司獄官總改の中で幾人か看守に従事して幾人か書記に従事しますか  
櫻井氏答 看守押丁は無論看守に従事し判任官は戒護に従事するものと會計、工業に従事するものとあり又雇は總て算算の事務に従事します

セ氏問 其中會計に従事する者工業に従事する者等の小分けを聞き度い  
櫻井氏答 長野 孫の監獄は管内に四ヶ所あります其中最大なるは長野監獄にて其れから松本、

上田、飯田と順次小さくなります近來は何れの監獄も在監人少数に赴きたれども長野は六百名内外、松本は二百六七、上田は二百四十、飯田は一百名内外居ります而して長野には判任官八名居十四名にて其内書記二名、雇四名は會計に、書記二名雇五名は工業に、書記一名雇五名は庶務に、看守は判任官二名雇七名、上田は判任一名雇五名、飯田は判任一名雇二名にて長野の如く夫々事務を分掌して居ります右の通りにて長野は割合に人は多い様なれども其内の判任官も雇も監獄課の事務に従事する故であります

セ氏問 然らば會計事務向へは素品を買入れたり或は補を賣る販路等は會計でするか  
櫻井氏答 否其れは工作の方なり

セ氏問 看守の數如何  
櫻井氏答 定員は百三十名なれども現員は百二十五名しかありません

セ氏問 授業手は  
櫻井氏答 九名です  
セ氏問 押丁は

櫻井氏答 是れも定員は八十七名なれども現在は八十四名です  
セ氏問 典獄以下の總數は  
櫻井氏答 判任官十二名看守百二十五名、押丁八十四名、授業手九名、女監取締八名、雇二十八名にて都合二百六十六名あります

セ氏問 然らば囚徒七人に付き一人の割合の様でありますか其れで官吏が多いてありますか少いてありますか  
櫻井氏答 戒護の事務は獄舎の構造が甚だ不完全であるから決して人の多いとはありません

セ氏問 柵木の方は如何であります  
若山氏答 私の方は一体の基礎が長野より小さい故すへて大ひに減してあります  
櫻井氏問 尙ほ色々伺ひ度い事ありますか伺つて宜しうや  
セ氏答 どうぞ御尋ね下さい

櫻井氏問 我が國にては二十三年度に於て拘置監を新築せぬはならぬ次第でありますか固と此の建築法は監牢を専らとし囚房と兼の通せぬ様にすると衛生上との三点に止まるものと考へて居ります然るに長野は金高に噴りありて連も外國の健全充分の構造が出来ぬ故ては極く金の懸らぬ法で通弊のならぬ法はありますまいか  
セ氏答 御尋ねの事に答ふるは甚だ困難である其れは日本の關係を窺ひ知らぬから一概に答ふるにたならぬ。單純に考ふるに刑事被告人の交際を避けるよとを得るは如何にぞ云ふに單に分房制を行ふへし云ふより外はない然るときは互ひの交際を避けるよとが出来ぬ尤分房制の事に於ては色々議論あるか分房制の宜いと云ふよと監獄社會に決定したるよとである

本會記事

セーバー氏と若山櫻井両氏との問答





大日本監獄協會役員

庶務局長	正員	石澤謙吾
調査局長	正員	宇川盛三郎
主幹(事務)	正員	宇川盛三郎
主幹(會計)	正員	關長
庶務委員	正員	佐野英一
調査委員	正員	武田英
庶務補佐員	正員	小林益三郎
庶務補佐員	正員	飯島美敬
庶務補佐員	正員	寺井宗平
出版主任	正員	

明治廿二年五月廿八日版權所有

明治廿二年十二月廿五日印刷

明治廿二年十二月廿六日出版

發行兼編輯者

印刷人

發行所

東京牛込區神樂町貳丁目二十三番地

佐野野

東京澁谷區並木町二十二番地寄留

寺井宗平

逕信省認可

東京並木字版所印行